

## 消費者被害防止の知識身に付けるには？

連日のように消費者被害が報道されていますが、最近が高齢者ばかりでなく若者や子どもにもさまざまな消費者被害が広がっているとニュースで見ました。被害に遭わないようにするため、知識を身につけるにはどうすれば良いでしょうか。

(20歳代 学生)

### 出前講座活用 対処法学ぶ

最近インターネットや会員制交流サイト（SNS）の普及で、思いがけず被害に遭う若者や子どもが増えています。民法の成人年齢引下げが検討されていますが、成人になったばかりの頃は契約トラブルに巻き込まれやすいことから、若者への啓発は一層重要となっています。

被害の未然防止には悪質商法の手口などを知り、対処法を身につけることが大切です。県消費生活センターでは、消費者被害の未然防止のため、「消費生活出前講座」を実施しています。センターの職員が保育園、学校、企業、高齢者サロンなどに講師として出向き、幅広い年代に応じて消費生活講座を行っています。

消費者教育は早ければ早いほど効果があると言われています。保育園・幼稚園児でも、歌や体操を取り入れながら楽しく身につけることができます。費用は無料で、おおむね10人以上で開催できますのでぜひご活用ください。

県では山形県消費生活サポーターというボランティアに、地域とセンターを結ぶパイプ役として活動していただいております。サポーターの皆さまには、サポーターの役割や活動例、悪質商法の手口などをまとめた「ハンドブック」をお渡ししています。研修会も開催していますので、消費生活の知識を身に付けることができます。現在、センターでは2018年度の新規サポーターを募集しています。満18歳以上であれば、どなたでも受け付けていますので、ぜひご応募ください。

「消費生活出前講座」「県消費生活サポーター」のお申し込みは、県消費生活センター023（630）3239までお気軽にお電話ください。